

# 令和7年分 還付申告・住民税申告

【所得税の内容等】国税相談専用ダイヤル（☎ 0570-00-5901）

【日程・必要書類等】税務課税務係（☎ 23-2332）

## 還付申告・住民税申告日程等について

**開設期間** 2月9日（月）～2月13日（金）  
※祝日を除きます。  
※2月16日～3月13日の確定申告は  
広報2月号にて別途案内します。

**受付時間** 9時～11時30分、  
13時10分～16時

**場所** 役場1階 大会議室

還付申告であっても、事業所得（営業、農業）、不動産所得、利子所得、譲渡所得（土地、家屋、株式等）、山林所得、雑損控除のある方は、2月16日以降にe-Taxまたは札幌北税務署（☎ 011-707-5111）で申告してください。

住民税申告は還付申告日以降も隨時受け付けますが、4月30日（木）までに済ませてください。

なお、2月24日（火）より、町に所得情報が無い方の課税証明書又は所得証明書の即日発行ができなくなり、住民税申告した翌日以降の発行となります。

必要な申告の種類や条件は、P11の申告フローチャートをご確認ください。

## 必要書類

- 源泉徴収票
  - マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票などいずれか1つ
  - 運転免許証などの本人確認書類
  - 金融機関等の口座番号が分かるもの（本人名義）
  - 健康保険料および介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
  - 生命保険料、地震保険料控除証明書ほか
  - 利用者識別番号がわかるもの
- ※還付申告、確定申告の方で、利用者識別番号が不明又はお持ちでない方はこちらから作成してください。



## 所得税の還付申告ができる方 (給与収入・年金収入のみの方)

- 所得税額を正しく計算すると還付になる方
- 退職所得があり、源泉徴収税額が還付になる方
- 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受けることができる方
- 寄付金・医療費控除等を受けることができる方 ほか

## 町での申告は予約制です

会場の混雑緩和のため、申告期間中の全ての申告を予約により受け付けます。電話が集中すると、繋がりにくいことがありますので、ぜひ予約フォームをご利用ください。

申告予約方法	予約受付日程
①予約フォーム 	1月19日（月）～ ※町ホームページでも公開します。
②予約専用ダイヤル (☎ 27-5095)	1月19日（月）～ ※受付時間：平日9時～12時、13時～17時
③申告会場内での予約 ※予約の空き状況により 当日の予約を受けられない場合があります。	2月9日（月）～ ※受付時間：平日9時～11時30分、13時10分～16時

### ▼予約に関する注意事項

- 申告予約可能な方は、令和8年1月1日時点で当別町に住民登録がある方又は居所がある方のみです。
- 予約は1枠につき、1人1年分（年度）です。  
例）本人が令和7年分申告、妻が令和7年分と令和6年分申告する場合は3枠予約してください。
- 予約した際、「受付番号」を必ず控えてください。
- 予約のキャンセルや変更は、予約専用ダイヤルまでご連絡ください。
- 受付の5分前までに会場へお越しください。
- 会場の混雑状況、申告の内容などによって受付が前後する場合があります。
- 当日、添付書類の不備等があった際は、添付書類を揃えたうえで再予約となる場合があります。
- 医療費控除の申告をする場合は、医療費控除の明細書（内訳書）を事前に作成してください。

## e-Taxによる確定申告のお手伝いについて

スマホを使ったe-Taxによる確定申告のお手伝いをします。上記必要書類のほか、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン及びマイナンバーカード、カード発行時に設定したパスワード（利用者証明用電子証明書（数字4桁）及び署名用電子証明書（英数字6～16桁））が必要ですので、事前に確認の上、予約してください。

## 各給付金や助成金を受給された方へ

当別町新築住宅購入支援金やすまい給付金等を受給された場合は、一時所得となるため確定申告が必要です。必ず交付決定通知書の写しを添付してください。

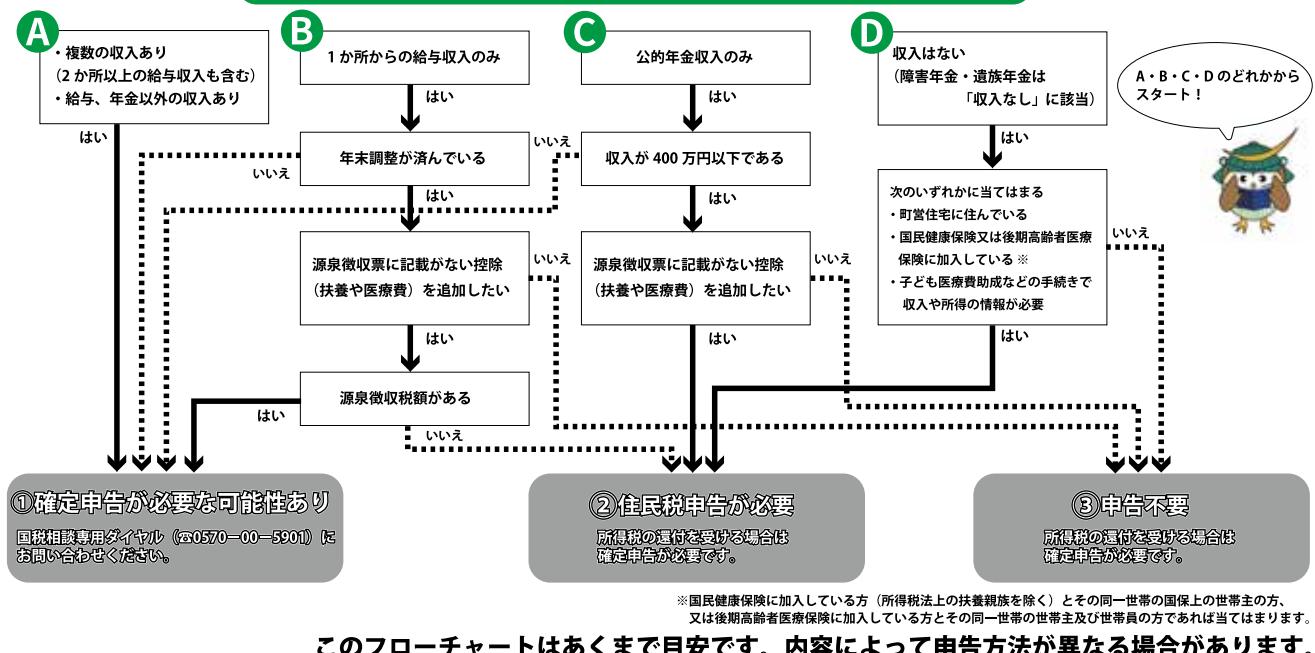
## 給与支払者の方へ

- 関係書類等の提出は、2月2日（月）までです。
- ・給与支払報告書（総括表・個人別明細書）  
→役場1階・税務課税務係へ
  - ・上記以外の書類→札幌北税務署へ

## 令和7年分申告フローチャート

令和7年1月1日～12月31日までの収入は・・・

→ ・・・はい  
-----> ・・・いいえ



## 札幌北税務署からのお知らせ

確定申告会場での相談は、LINEによるオンライン事前予約にてお受けします。当日、会場でも入場整理券を配布しますが、当日の相談枠に限りがありますので、オンライン事前予約をご利用ください。

また、申告書等の作成で、次回以降の申告をスマートに行えるように、マイナンバーカードを利用したスマート申告をご案内しています。スマート申告を行うためには、マイナンバーカードとカード発行時に設定したパスワード（利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書）が必要ですので、事前に確認をお願いします。

### 確定申告期前の相談は事前予約が必要です

2月13日（金）までは、税務署窓口での相談をする際、事前予約が必要です。  
LINEでのオンライン事前予約、または電話にて事前に予約ください。



開設期間 2月16日（月）～3月16日（月）

受付時間 平日 9時～16時  
※日曜日でも3月1日に限り受付

場所 札幌北税務署  
(札幌市北区北31条西7丁目3番1号)  
※公共交通機関での来署をお願いします。

### 国税の納期限（振替日）について

申告所得税及び 復興特別所得税・贈与税	納期限 3月16日（月） 振替日 4月23日（木）
消費税及び地方消費税	納期限 3月31日（火） 振替日 4月30日（木）

振替日の前日までに預貯金残高をご確認いただき、納税資金の準備をお願いします。

### 問合せ

- ・札幌北税務署（☎ 011-707-5111）
- ・国税相談専用ダイヤル（☎ 0570-00-5901  
平日 8時30分～17時）